

びぶれすイノベーションスタジオ会員規約

株式会社熊本日新聞社（以下「当社」という）が運営するコワーキングスペース「びぶれすイノベーションスタジオ」（以下「当施設」という）を利用する個人または法人で第3条に定める入居資格を満たす者（以下「会員」という）が順守すべき規則として「びぶれすイノベーションスタジオ会員規約」（以下「本規約」という）を定めます。

第1条（当施設の目的）

当施設は、会員に共用の仕事場を提供し、会員同士の交流や各種サービス（セミナー、相談会、ビジネスマッチング等）を通じて地域課題の解決を図ること等を目的とします。

第2条（会員）

1. 会員とは、個人または法人で、第1条に定める当施設の利用目的を理解し、第3条の入会資格を満たし、第4条に定める当施設への入会手続きを完了した者をいいます。
2. 当施設の会員は、個人会員（個人単位での月決め契約者）と法人会員（企業・団体単位での複数人パックの月決め契約者）とします。
3. 当施設は、ドロップイン利用者（時間契約者）の利用を認めるものとします。ドロップイン利用者の利用条件については、当規約に準ずるものとします（第4条、第7条～第14条を除く）。

第3条（入会資格と定義）

次の各号に定める全ての事項を所定の資料提出をもって満たすと認められる者に限り、当施設の入会資格を有するものとします。

- （1）個人または法人で、本規約を承諾及び順守する者。
- （2）満18歳以上の者（高校生は除く）。
- （3）有効な身分証明書を提示することができる者。
- （4）第23条の所定の反社会的勢力等でないこと。
- （5）その他、当社が入会をふさわしいと判断した者。

第4条（入会手続）

1. 当施設への入会を希望する方は、必要事項の申請をした後、入会審査を経て本規約の内容を確認・承認した上で入会するものとします。
2. 会員は、入会時に会員登録事務手数料（以下「入会金」という）として会員プランごとに定める入会金を当社へ支払うものとします。
3. 入会金は入会初月の会費と合わせて契約時にクレジットカードで支払うか、入会月の月末までに所定の方法で支払うものとします。

4. 退会した会員が再入会する場合は改めて入会金を支払うものとします。ただし、休会届を提出した場合は休会から半年以内に再入会すれば入会金は不要とします。
5. 前3項の入会金及び入会翌月の会費はいかなる事由であっても返還されないものとします。

第5条（会員の権利と義務）

1. 会員は、本規約等に従って当施設及び付随するサービスを利用することができます。会員は当施設の目的等を踏まえ、他の会員または第三者に迷惑となる行為をせず、善良な管理者の注意をもって利用することとします。なお、会員は、会員以外の当社が指定する第三者が施設等を利用することがあることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、前項に定める権利を除き、会員に対して、施設等のその他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を認めるものではありません。
3. 会員は、規約等に定める会員の義務を利用規定等に従って履行しなければなりません。

第6条（会員資格の譲渡及び継承の禁止等）

1. 会員は、会員たる地位及びこれに基づく会員プラン上の一切の権利を、第三者に譲渡し、貸与又は担保に供することができません。
2. 会員が個人の場合において死亡したときには死亡と同時に会員資格を失うものとし、その会員資格の承継は認めません。

第7条（会員登録）

1. 当社は、会員に対し、当社は、会員に対し、会員が所有する無料通信アプリ「LINE」内のアプリを利用して当施設への入室権限を付与する措置を講じます。（以下、入室権限を付与した会員が所有する LINE を利用することを会員登録という）。
2. 会員登録は1会員ごと1アカウント（法人会員の登録数は制限なし、ただし同時利用は10人まで）とします。
3. 会員登録の利用は本人のみとし、第三者への貸与、譲渡、転用などは禁止します。
4. 当社が入室権限を付与した会員以外の第三者が会員の LINE アプリを用いて当施設を利用した場合、第三者が当該施設を使用した事由（LINE アプリの貸与、譲渡、盗難等を含む）のいかんを問わず、当該会員は、第三者が利用したことによる利用料金を含めた全ての責任を負うものとします。
5. 会員は、次の各号に該当した場合には、当社は LINE アプリから当施設への入室権限を削除します。
 - (1) 当該会員が退会するとき
 - (2) 契約期間が終了したとき
 - (3) 当施設の全部が廃止されたとき

(4)第14条に定める会員資格停止処分を受けたとき

6. 会員は、会員は、LINE アプリを登録した端末を紛失もしくは盗難された場合には、当社へ直ちに届け出るものとし、当社が指定する所定の手続きにより、会員が新たに登録した LINE アプリに当施設への入室権限を再び付与する措置を講じるものとします。
なお、当該再登録費用は会員の負担とします。
なお、当該会員証再発行費用は会員の負担とします。

第8条（月会費及び利用料金）

1. 会員は会員種類に応じて当社の定める計算方式により月額利用料金を毎月支払うものとします。
2. 会員は、第4項の定めに従い利用料金とその消費税等を当社に支払うものとします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の利用料金に係る消費税については、法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとします。
3. 利用料金の支払い方法は、金融機関からの口座振替または請求書発行による銀行振り込み等から選ぶものとします。なお、振込手数料は会員の負担とします。
4. 利用料金は、前月末日（以下総称して「本支払期日」という）までの前払い制とします。
本支払期日が金融機関の休業日に該当する場合は、その1営業日前に支払うものとします。
5. 本支払期日までに本条第1項および2項に係る支払いが確認できない場合、確認が取れるまで会員の権限を停止します。
6. 会員からの依頼がない限り領収書は印刷しません。
7. 会員が支払った利用料金は、会員の都合による退会または除名若しくは当施設の廃止等いかなる事由によっても、返還しないものとします。ただし、当社が特別に認めた場合はこの限りではないものとします。
8. 当社は、利用料金の額、その支払い方法及び支払日を決定または変更できるものとします。この場合の会員に対する通知は当社の定める方法によります。
9. 会費には、以下の項目を含むものとします。
 - (1)当施設内の上下水道、光熱、空調に関する費用
 - (2)当施設内の清掃、衛生、環境維持に関する費用
10. 会員が利用料金その他の債務の支払いを遅延した場合、当社は所定の支払日の翌日から支払い済みまで、年利14.6%の遅延損害金を請求できるものとします。

第9条（施設の第三者利用について）

1. 会員は、会員の同伴を条件に当社が定めた当施設内の一部区域に第三者（原則1会員につき1人まで）を入場させることができるものとします。

2. 会員は、会員が入場させた第三者においても本規約を順守させる義務を負い、第三者が問題を起こした場合も同様の責任を負うものとします。

第10条（登録者の変更、追加、削除）

1. 法人会員は、当社と取り決めた利用可能人数の範囲内で登録者の変更、追加、削除ができます。
2. 登録者の変更または追加を希望する場合には、新たな登録希望者について、第1条の施設の利用目的を理解し、第3条の入会資格を有することが確認できた上で、当法人の承認を得ることで登録者の変更または追加ができるものとします。

第11条（会員種類の変更）

1. 会員が会員種類の変更を希望する場合、会員は変更開始希望月の前月の10日（休館日の場合は前営業日）までに、所定の手続きを完了することにより、開始希望月の初日から会員種類の変更などを行うことができます。ただし、希望する変更種類に欠員がない場合、または当社が相当でないと判断した場合、変更等はできないものとします。
2. 当施設の住所にて法人登記を希望する場合、当社に事前申請し、承諾を得るものとします。

第12条（通知）

会員は連絡先などの登録情報に変更があるときは直ちに当社に届け出るものとします。変更を行わなかったことにより会員に生じた不利益について当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（退会手続き）

1. 退会を希望するときは当社所定の退会届を提出するものとします。退会希望月の10日（休館日の場合は前営業日）までに退会届を提出した場合、その月の末日をもって退会とします。11日以降に退会届を提出した場合は、翌月末日をもって退会となり、翌月分の会費が発生します。
2. 退会の際は、ロッカーキー等の貸与品を受付に返却するものとします。なお、紛失した場合は手数料が発生します。
3. 退会手続の完了をもって会員プラン契約は終了するものとします。

第14条（会員の資格停止処分）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何らの催告なしに利用契約を解除することができるものとします。
(1) 利用料金その他本規約に定める費用などを滞納したとき

- (2)本規約に違反し、会員に対し当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、是正しないとき。
 - (3)他の会員または当社の迷惑となる行為をしたとき。
 - (4)びふれす熊日会館（以下「当建物」という）または当施設を故意または過失により毀損したとき。
 - (5)罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき。
 - (6)破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに類似する法的整理手続き開始の申し立てがあったとき。
 - (7)公序良俗に反する行為があったとき、またはそのような行為を助長する恐れがあるとき。
 - (8)当社が連絡を試みても2カ月以上連絡がつかないとき。
 - (9)第三者の生命、身体、財産あるいは名誉を害し、またはその恐れを生じさせたことにより、当社が会員として不適当と判断したとき。
 - (10)会員、当施設または当社の名誉、信用を毀損し、あるいはその恐れを生じさせたとき。
2. 当社が前項または第23条により会員資格を解除した場合、当社はあわせて会員に対し損害賠償を請求することができます。
3. 当社は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができます。

第15条（利用停止）

第14条に基づく会員契約解除の場合、会員は直ちに当施設の利用権限を失い、当該会員は以後当施設を利用できないものとします。

第16条（損害賠償責任）

当建物及び当施設において、会員及び同伴者が故意または過失により他の会員またはその第三者に損害を与えた場合、会員は他の会員または第三者に対しその損害を賠償するものとし、当社は一切責任を負わないこととします。

第17条（当施設の廃止）

1. 当社は、その裁量により、当施設の全部または一部を廃止することができるものとします。当施設の全部が廃止された場合には、会員は、当施設の会員としての一切の権利を失い、当施設を会員として利用できないものとします。
2. 当社は、その裁量により、当施設の全部または一部の内容を変更できるものとします。
3. 当施設の全部又は一部の廃止や変更などによって会員に損害が生じた場合であっても、当社は損害賠償など一切の責任を負わないものとします。

第18条（禁止事項）

会員は次に掲げる行為をしてはなりません。

- （1）当施設内の会員以外立ち入り禁止区域内に第三者をして侵入させること。
- （2）当施設内に動物を侵入・飼育又は植物を栽培すること。
- （3）当施設内に汚物・爆発物・引火の恐れのあるもの、危険物を持ち込むこと。
- （4）当施設内に他の会員に悪影響を及ぼす物品、異臭・悪臭を発する物品を持ち込むこと。
- （5）当施設内の備品・設備・仕様の盗難、転売行為を行うこと。
- （6）火気を利用すること（コワーキングカフェ内の電磁調理器を除く）。
- （7）当施設内で喫煙行為を行うこと（電子たばこを含む）。
- （8）他の会員や当社従業員、当施設、当社を誹謗、中傷すること。
- （9）他の会員や当社従業員に対する暴力行為、脅迫行為等。
- （10）当施設内にて他の会員に必要以上の声掛け、勧誘、集中を妨げる行為を行うこと。
- （11）当施設内にて営利または非営利を問わず迷惑な営業行為や政治活動、宗教活動を行うこと。
- （12）他の会員や当社従業員に対するストーカー行為。正当な理由なく当社を拘束する等、当社の業務を妨げる行為。
- （13）当施設内にて公序良俗に反する行為、風紀・品位に欠く行為を行うこと。
- （14）当施設内の特定の席（固定席を除く）を占有する行為。不在時の所有物の残置による占有も含みます。
- （15）当施設の秩序を乱す行為。
- （16）その他、当施設利用規約に違反する行為。
- （17）当社が不適切と判断する行為。

第19条（資産の管理）

当施設内における会員の所持品などの資産については、会員自らの責任において管理するものとします。当社は、会員資産の当施設内における一切の管理責任を負わないものとします。

第20条（拾得物の取扱い）

当施設内での忘れ物などの拾得物については当社にて2週間保管します。保管期間中に申し出がなく2週間を経過した場合は処分することがあり、その場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第21条（営業時間・休館）

1. 当施設の営業時間は午前7時から午後10時とします。
2. 当施設の休館日は、毎月第3日曜及び当社が事前に指定した日とします。

3. 当社は、次の事由により当施設の全部または一部の利用を制限、または休館、閉館できるものとします。

(1)施設点検を行う場合

(2)気象状況や、天災その他やむを得ない事情により、当施設で安全に営業ができないと当社が判断した場合。

(3)当施設の補修または改修に期間を要する場合。

(4)法令の制定、改廃、あるいは行政指導による場合。

(5)経営上、提供の継続が困難と判断した場合。

(6)施設内でイベント、講習会、各種セミナー等を行うとき。

(7)その他、当社が必要と判断したとき。

4. 当施設の営業時間の変更、休館または閉鎖することが事前に予定されている場合は、当社は施設内の掲示やウェブサイト等で会員に周知することとします。ただし、緊急の必要がある場合についてはこの限りではありません。

5. 当社は、当施設の利用制限、または休館、閉館により会員が当施設を利用できない場合であっても、月額料金等の返還はしないものとします。

第22条（個人情報保護）

当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第23条（反社会的勢力の排除）

会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ特殊または知能暴力団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。当社は、会員が次の各号にいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、会員に損害が生じてもこれを賠償することを要しません。

(1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難される関係を有すること。

- (7) 会員自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

第24条（免責事項）

地震、水害などの天変地異や火災、当施設ならびに施設内の設備及び機器の利用に起因する事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取、当施設または当建物の保守点検、修理等により会員に生じた損害につき、当社はその責任を負わないものとします。

第25条（規約の改定）

当社は、必要に応じて本規約の変更または新たに規則・注意事項などを定めることができるものとします。変更後の本規約を会員に通知または当施設内の適切な場所に掲示したときは、本規約が変更されたものとみなされ、会員は変更後の本規約を順守することとします。

第26条（合意管轄）

当社および会員は、当施設利用にあたって紛争が生じたときは、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第27条（協議事項）

当施設会員規約については、日本国法に準拠することを確認します。本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じたときは、会員と当社はお互いに誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

2019年8月26日制定

2021年5月1日改定

2022年2月1日改定

2024年10月1日改定

以上

びぶれすイノベーションスタジオ 利用規約

株式会社熊本日新聞社（以下「当社」という。）が運営するコワーキングスペース「びぶれすイノベーションスタジオ」（以下「当施設」という。）は、「びぶれすイノベーションスタジオ会員規約」（以下「会員規約」という。）の適用を受ける者は、「びぶれすイノベーションスタジオ利用規約」（以下「本規約」という。）を承諾し、以下に掲げる各号の事項を順守して当施設を利用するものとする。

第1条（規約の適用）

1. 当社は、会員規約を定め、会員規約に従い本規約を提供します。本規約に規定のない事項については、会員規約が適用されます。
2. 本規約は、当施設の会員登録を実施し、当社での会員登録が完了した会員に対し、適用されます。

第2条（サービス）

当施設で提供するサービスは以下のものを指します。

無料サービス	・電源 ・Wi-Fi ・FAX 受信利用 ・ホワイトボード ・プロジェクター ・スクリーン ・記事データベース（閲覧のみ） ・新聞、書籍コーナー ・ドリンク	
有料サービス	・コピー機使用 ・FAX 送信使用 ・会議室貸出 ・ロッカー貸出 ・郵便受取 ・法人登記	- 白黒：10 円/枚（税別）、カラー：30 円/枚（税別） 10 円/枚（税別） 1,000 円/時間（税別） 2,000 円～/月（税別） 5,000 円/月（税別） 5,000 円/月（税別）

第3条（郵便受取）

1. 郵便受取は、会員（フリー席会員、固定席会員、法人会員）限定の有料サービスです。
2. 会員が郵便受取を希望する場合は、会員登録の際は LINE アプリまたは利用申込書で申請してください。

3. 郵便受取を申し込んだ会員は、当施設住所を自らの住所として名刺や HP などに掲出することができます。
4. 当施設に郵便受取を利用する会員（以下「住所登録会員」という。）宛の配送物が届いた場合は、当社が一時的に受け取り、会員のポストに投函または事務局内に保管します。事務局内での保管は2週間までとし、保管期限を過ぎた場合は、当社に登録している住所宛に着払いで転送又は廃棄を行います。
5. 住所登録会員は、当施設宛に重要書類や現金に加え、小切手、手形、株券、有価証券、キャッシュカード、クレジットカードなどの金銭代替性のあるもの、その他当社が預かるべきでない判断したものを送付させてはならず、当社は配送物がこれらに該当することを知ったときは、当該配送物を受領しないことがあります。また、これらの配送物を受領しなかったことにより住所登録会員に損害が生じた場合でも、当社はその責任を負わないものとしします。
6. 郵便物の紛失や盗難などについて当社は一切の責任を負いません。
7. 犯罪の疑いがある郵便物や、宛先が分からない郵便物を当社が収受した場合、当社は当該郵便物を住所登録会員に無断で開封、又は所轄の警察に届け出ることがあります。そのことにより損害が生じた場合でも一切異議を申し立てないこととしします。
8. 住所登録会員が会員資格を失った後に配送物が届いた場合、当社は当該配送物を受領しません。

第4条（法人登記）

1. 登記サービスは、会員（フリー席会員、固定席会員、法人会員）限定の有料サービスです。
2. 会員が法人登記を希望する場合は、LINE アプリまたは利用申込書で申請してください。
3. 法人登記への住所利用サービスを申し込んだ会員は、当施設の住所を自らの本店所在地として法人登記を行うことが出来ます。
4. 商業登記が完了したら2週間に以内に受付に登記簿のコピーを提出してください。
5. 法人登記サービスを利用する会員は、郵便受取サービスも追加費用なしで利用できます。
6. 当施設内では、固定電話の敷設はできませんので、予めご了承ください。
7. 商業登記簿への登記に関連して、利用者は熊本日日新聞社に対し、一切迷惑をかけないものとしします。

第5条（コワーキングカフェのキッチン利用）

1. 調理機器は壊れやすいため丁寧に扱ってください。
2. シンクの使用後は食器や調理器具を洗い、水切りをして元の状態に戻してください。
3. オープンは、1 テーブルの予約につき2台まで利用できます。3台目からは、ほかのテ

ーブルが空いている場合に利用できますので受付スタッフにお申し出ください。

4. 全ての会員が食事をする場でもあるため、予約したテーブル以外のご利用はお控えください。電気ケトルや電子レンジなどの共有物も譲り合ってご利用ください。個人の食事は予約不要です。
5. モニターを使ったピッチイベントや食の交流会など、多様な用途に使っていただけます。
6. 会員に限り貸し切り利用が可能です。
7. 会議室やコワーキングルームが隣接していますのでご利用の際は周囲の方々へのご配慮をお願いいたします。
8. 利用後は原状復帰を心がけ、受付にチェックシートを提出してください。
9. ごみは適切に分別し、指定の場所に捨ててください。
10. 当施設が貸し出している調理器具は以下の通りです。

調理器具
電子レンジ
湯沸かし電気ポット
鍋
フライパン
土鍋風鍋
ふた①
ふた②
ボウル
ストレーナー（ざる）
ピーラー
菜箸
トング
レードル（おたま）
泡立て器
フライ返し
まな板
粉ふるい
包丁
ペティナイフ
計量カップ
急須
天板
レンジ用天板
くまモン皿
くまモンコップ
耐熱グラス
グラス（小）
グラス（中）
アイスペール（トング付き）
レンゲ
お椀

第6条（ゲストの取り扱い）

1. 会員は、ゲストを1人まで当施設に招待することができます。
2. 会員は、当施設が提供したフォームからゲストの名前を登録し、ゲストの来館当日にLINEアプリからゲストの人数を入力してください。
3. ゲストは、正面入口から受付前までの指定したスペースのみ利用できます。
4. ゲストは、会員登録をした上で会員が当施設に滞在している時間に限り当施設の設備を利用することができます。
5. 会員が当施設内の有料スペースを利用する場合、そのスペースの定員人数までゲストを招待することができます。

第7条（禁止行為）

会員は、次の各号に定める行為、またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとし、当社が重大な違反と判断した場合、利用契約を解除するとともに、利用者は当該行為により当社及び第三者が被った一切の損害の賠償をするものとします。

- （1）近隣や路上への無断駐車となる行為
- （2）危険物またはペットの持ち込み
- （3）大声で会話する、騒音を出すなど他人の迷惑になる行為
- （4）荷物を置いたままの外出や場所の占領
- （5）電子タバコを含む喫煙行為
- （6）当施設が許諾した時間帯及びイベント以外のアルコール類の持ち込み
- （7）当施設以外からのごみの持ち込み
- （8）当施設内で宗教活動、政治活動、選挙活動、勧誘行為、周囲の方への過度な声掛け
- （9）法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- （10）前各号の他、当社または第三者に損害を与えるような行為

第8条（その他の留意事項）

1. 火事や地震等、緊急事態発生時はスタッフの指示に従い、迅速に避難をお願いします。
2. 常識ある服装・行動をお願いします。
3. 忘れ物は受付にて2週間お預かりします。2週間を経過した場合は処分することがありますので予めご了承ください。
4. スタッフは利用者資産の本施設内における一切の管理責任等を負いませんのでご了承ください。
5. 当施設の情報発信のため、当社が取材や写真及び動画を撮影し、新聞や当施設のホームページなどに掲載することがあることをご了承下さい。
6. 施設内におけるトラブルにおいてスタッフは一切の責任を負いません。

2019 年 10 月 15 日制定

2024 年 10 月 1 日改定

以上

熊本日日新聞社

びふれすイノベーションスタジオ

(熊本市中央区上通町 2-17 びふれす熊日会館 7 階)

Tel096-288-2236